

平成 30 年度使いみちを選べる募金 参加団体募集説明会 (使途選択募金)

じぶんの町の福祉課題の解決に取り組む団体の皆さん！
共同募金会と一緒に取り組みましょう！

社会福祉法人静岡県共同募金会(会長 後藤康雄)は、10 月からの共同募金運動の実施に先立ち、平成 31 年 1 月から募金活動に取り組む「使いみちを選べる募金(使途選択募金)」の参加団体を募集します。生活困窮や孤立、虐待など様々な福祉課題の解決に必要な資金を確保するために、共同募金会と共に寄付を呼びかけてみませんか!!

【使いみちを選べる募金(使途選択募金)の特徴】

- ① 参加団体自らが募金活動を行い、募金額がほぼ全額(事務費 2%除く)が助成される。
- ② 寄付者に募金の使いみちがわかり、参加団体にとっては自らの活動のPRになる。

【参加団体の要件】

下記の要件をすべて満たした団体とする。

なお、複数の団体が連名で参加することも可能とする。ただし、助成金の交付先は代表する1団体として、その団体が経理処理すること。

- (1) 静岡県民を対象に静岡県内で活動する非営利の団体(構成員10名以上、法人格の有無は問わない)とする。ただし、市町社会福祉協議会を除く。
- (2) (1)の団体として活動実績が1年以上であること。
- (3) 組織の運営に関する規則(会則、定款等)があり、事業内容、予算、決算を公開していること。
- (4) 政治活動、宗教活動を主な目的とした団体でないこと。
- (5) 共同募金運動を通して、当該団体の活動を広く普及できること。

なお、参加団体の決定は、応募のあった団体の運営状況、活動内容、募金活動計画等を勘案し会長が行う。

【対象となる活動分野】

- (1) 生活困窮者への支援活動(フードバンク、生活相談、子ども食堂、学習支援など)
- (2) 地域から孤立をなくす活動(高齢者や障害者とその家族、子育て中の親、自死家族など)
- (3) 障害者の地域移行を支援する活動
- (4) 自殺予防活動(電話相談など)
- (5) 難病患者への支援活動(外出支援事業など)
- (6) 犯罪被害者家族への支援活動
- (7) 薬物依存症患者への支援活動
- (8) 虐待防止活動、及び虐待を受けている人への保護活動
- (9) その他 福祉課題を解決する活動



【使いみちを選べる募金参加団体募集説明会・29 年度参加団体による報告会】

1. 日時 平成 30 年 5 月 10 日(木) 13 時 30 分～14 時 30 分
2. 場所 静岡県総合社会福祉会館 5 階 会議室
(静岡市葵区駿府町 1-70)
3. 内容 ①「使いみちを選べる募金」の説明
②平成 29 年度参加団体による報告会
事業名:「子ども食堂の開設事業」
報告団体:社会福祉法人なごみかぜ(袋井市)

社会福祉法人静岡県共同募金会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館シズウェル内

電話 054-254-5212 FAX 054-254-6400